

本書は募集要項公表時の案であり、実際の協定書の内容は変更される可能性があります。

平塚市（仮称）中原地区認定こども園整備運営事業 基本協定書（案）

平塚市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、平塚市（仮称）中原地区認定こども園整備運営事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり、平塚市（仮称）中原地区認定こども園整備運営事業基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、事業対象地に係る市有財産賃貸借契約の締結に向けた協議及びその他本事業の円滑な実施に必要な諸手続に係る甲と乙との間の合意事項を確認することを目的とする。

（定義）

第2条 本基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、特に明示のない限り、次の各号に掲げる用語以外で本基本協定において用いる用語の定義は、本事業に係る募集要項に定めるところとする。

（1）募集要項

甲が、本事業に関して令和8年2月16日に公表した募集要項及び別紙1：物件調書をいう。

（2）事業提案書

乙が、本事業に関して甲に提出した事業提案書をいう。

（3）事業対象地

本事業の募集要項に記載の事業対象地・貸付対象地をいう。

（事業の実施）

第3条 乙は、募集要項及び事業提案書に基づき、事業対象地において既存施設の解体又は改修を行う。なお、解体にあたり、本基本協定の締結時点では想定できなかった土壌汚染や埋設配管が発見されたときは、その対応について別途協議するものとする。

2 既存施設を解体する場合、甲の所有する既存施設を乙が解体する。なお、解体に要した費用について、乙はその金額及び明細が分かる書類を甲に提出し、甲は審査の上、乙にこれを支払う。

3 既存施設を改修し、活用する場合、甲から既存施設の譲渡を受けた上で、乙がこれを行う。なお、改修に係る費用は乙の負担とする。

4 甲は、事業対象地に普通借地権を設定し、当該地を乙に貸し付ける。

5 乙は、事業提案書に基づき施設的设计・建設・工事監理業務を行う。

6 乙は、事業対象地に建設する施設の管理・運営を行い、その提供する保育内容は公立園の年間行事、保育内容等を継承することを基本とする。

7 乙は、本事業に伴い設置される引継ぎ・運営協議会に参加し、開所後の保育内容等について協議するとともに、民営化後の運営が円滑に行われるよう努めるものとする。

8 乙は、適宜又は甲が求める場合、本事業の実施の状況に関し、甲に報告するものとする。

(事業対象地の貸付)

第4条 甲は、その所有する別紙1「土地の表示」に記載の土地を次項に規定する用途のため、乙に貸し付ける。

2 乙は、事業対象地を認定こども園敷地のために使用するものとする。

3 事業対象地の貸付期間は、既存施設の解体撤去又は既存施設の譲渡が終了した後に、甲と乙との協議により決定した日から30年間とする。また、甲は、貸付期間の開始日に事業対象地を現状のまま乙に引き渡すものとする。

4 事業対象地の貸付料は、貸付開始日までに甲が指定した金額とする。

(準備行為)

第5条 乙は、事業対象地に係る市有財産賃貸借契約の締結前にも、自己の費用と責任において本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に協力するものとする。

(本基本協定の解除等)

第6条 甲、乙のいずれか一方が本基本協定に違反し、その是正に応じなかった場合、その相手方はいずれも本基本協定を解除することができ、本基本協定に違反した者がその相手方に損害を与えたときは、直ちに合理的な範囲において賠償を請求することができるものとする。ただし、本基本協定締結以前に行った行為に係る費用及び逸失利益は除くものとする。

(有効期間)

第7条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業対象地において認定こども園の運営が開始された日を終期とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 甲の事前の承諾がある場合を除き、乙は、本基本協定の契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供、その他の方法により処分できないものとする。

(秘密保持義務)

第9条 甲及び乙は、本事業に関連して相手方から受領した秘密情報を責任をもって管理し、本事業

の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(管轄裁判所)

第10条 本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、横浜地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第11条 本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年●月●日

甲 平塚市
平塚市浅間町9番1号
平塚市長 落合 克宏

乙 ●●法人 ●●
平塚市●●番●●号
●●長 ●● ●●

別紙1 土地の表示

所 在 平塚市●●
地 番 ●●番●
地 目 宅地
面 積 ●, ●●●. ●●m²

所 在 平塚市●●
地 番 ●●番●
地 目 宅地
面 積 ●, ●●●. ●●m²